選挙管理規程

（目 的）
第 1条　この規程は、公益社団法人石川県理学療法士会（以下「本会」という）の定款第 19 条の規定に基づき、理事及び監事（以下「役員」という）の候補者選挙に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（選挙管理委員会の設置）
第２条　役員の選任を行うため、選挙管理委員会を設置する。
２　選挙管理委員会は、役員以外の正会員 3 名により構成する。
３　委員長は理事会の承認を経て会長が委嘱し、委員は委員長が委嘱する。
４　役員選挙に立候補した委員は、その資格を失う。この場合は欠員を補充しなければならない。

（役員の定数）
第３条　役員の定数は次のとおりとする。
(1)理事 11 名以上 15 名以内
(2)監事 2 名以内

（公示等）
第４条　選挙管理委員会は、投票日の 60 日以前に選挙期日、選挙すべき役員の定数及び立候補の受付期間を正会員に告示し、立候補を受け付けなければならない。ただし、立候補の締切日は投票日の 30 日前とする。

（立候補の届出）
第５条　立候補する正会員は、期日までに所定の様式の立候補届を選挙管理委員長へ提出しなければならない。
２　郵送による立候補の届出は、締切日までの消印があるものを有効とする。
３　他薦による立候補は、推薦者 3 名以上を必要条件とし、推薦者は複数の立候補者を推薦できないものとする。
４　立候補者は、他の立候補者の推薦をしてはならない。
５　立候補数が定数以内の場合は、立候補者を無投票当選とする。
６　立候補が定数に満たないときは、理事会において候補者を推薦する。

（届出受理証の発行）
第６条　選挙管理委員会は、第 5 条による届出に対し届出受理証を発行しなければならない。

（選挙運動）
第７条　選挙管理委員会は、正会員に対し候補者の氏名、立候補の趣旨等を文書にて通知しなければならない。

（投開票等）
第８条　選挙権は正会員が有するものとする。
２　投票は選挙管理委員会が定めた用紙または電子投票システムを用いて、無記名にて行う。
３　開票は、選挙管理委員長が指名した立会人 2 名のもとで選挙管理委員会が行う。
４　立会人は、役員以外の正会員とする。

（有効投票数）
第９条　有効投票数は、投票総数の 3 分の 2 以上なくてはならない。
２　次の投票は無効とする。
(1)白票

⑵誤った記載をしたもの
⑶不正な手段を用いて投票したもの

（当選人の決定）
第１０条　当選人は得票数の多い者より順次定める。
２　得票数が同じであるときは、選挙管理委員会によるくじで定める。
３　当選人が任期開始後 60 日以内に死亡、退会、若しくは正当の事由で辞任又は辞退したときは、次点者を繰り上げ当選とする。但し、次点者がいないときは理事会において補欠選挙の有無を決める。
４　当選人が任期開始後 61 日以降に死亡、退会、若しくは正当の事由で辞任又は辞退したときは、理事会において補欠選挙の有無を決める。

（異議申立）
第１１条　選挙の効力に対し、不服がある選挙人または候補者は、文書をもって選挙管理委員会に異議を申し立てることができる。
２　異議の申し立ての受け付けは、開票結果当日から 7 日以内とする。

（規程違反）
第１２条　この規程に違反があったと選挙管理委員会が判断した場合、その違反者は選挙前にあっては立候補の権利を喪失し、当選後にあっては役員の権利を喪失する。
２　規程違反により生じた欠員は、前条の規定により補充されるものとする。

（改廃）
第１３条　この規程の改廃は、総会の決議をもって行う。

附 則
１　本規程は、公益認定を受け移行の登記を行った日から施行する。
２　本規程は、令和３年 ５月１７日より一部改正により施行する。

立候補届の様式

A. 自薦の場合

立候補届

公益社団法人石川県理学療法士会
選挙管理委員長　様

平成　年　月　日

年度役員に立候補致したく、下記のとおり届出致します。

1. 立候補者名（印）
2. 生年月日
3. 自宅住所、電話番号
4. 所属、所在地、電話番号
5. 立候補する役員名
6. 立候補の趣旨（400 字以内）

B. 他薦の場合

立候補届

公益社団法人石川県理学療法士会
選挙管理委員長　様

平成　年　月　日

年度役員に推薦され立候補することを受諾しましたので、下記のとおり届出致します。

1. 立候補者名（印）
2. 生年月日
3. 自宅住所、電話番号
4. 所属、所在地、電話番号
5. 立候補する役員名
6. 推薦者名（印）　＊3 名以上
7. 推薦者の所属、所在地、電話番号
8. 推薦者の自宅住所、電話番号
9. 推薦の趣旨（400 字以内）